

自縉先々可賜之、今夜誤之次從僧等參進撤布施、次僧退下、公卿退下、次於同道場被始行七個日御逆修、奉行如元

○按ズルニ、後深草天皇ノ崩御ハ、正應六年ヨリ後ル、事十二年、嘉元二年七月十六日ニアリ、

〔女院小傳〕永福門院 鐸子 伏見后略中 正和五、六、廿三爲尼、真如源

○按ズルニ、後伏見天皇ノ崩御ハ、同年四月六日ニアリ、

〔女院小傳〕廣義門院 藤寧子 後伏見后略中 建武三、元年二、廿五爲尼、五十

○按ズルニ、後伏見天皇ノ崩御ハ、正和五年ノ次年、即チ文保元年九月三日ニアリ、

〔繁花物語二十七〕宮東門院 彰子の御ありさまを見たてまつれば、紅梅の御ぞ八ばかりたてまつりたるうへに、うきもんたてまつりて、えもいはずうつくしげにて、御ぐしはたけに一尺餘ばかりあらせ給て、御ありさま、やかに、ふくらかに、うつくしういぎやうづきをかしげにおはします、だいいまの國王一條の御おやと聞えさすべきにもあらず、をかしげに女御など聞えさせんによげなる御有様なり、ことしは萬壽三年正月十九日、御歳三十九にぞならせ給ける、いみじうわかくめでたくおはしますに、あまの御装束いみじうせさせ給へり、略中いみじううつくしげにあまそざたるちごるもの様にぞおはします、御ぐしあげさせ給へりし御有さまにもよろす見えさせ給、

〔續世繼望月〕女院后一條彰子は、略中萬壽三年正月十九日に、御さまかへさせ給、御年三十九、御名は清淨覺と申けり、略中は亥めは御ぐしそがせ給て、後にみなおろさせ給、

〔大鏡裏書〕上東門院彰子御事

萬壽三年正月十九日、出家、十九年三法名清淨覺、同日、院號、長曆三年五月七日、於法成寺剃除鬚髮、

〔扶桑略記二十八〕後朱雀長曆三年五月七日、上東門院一條后彰子令剃御髮、重受戒、大僧正明尊爲戒師、

初翦
金剃
髮未至後